

「終了促進措置の実施に関する合意書」の変更に関する覚書

防衛省整備計画局長（以下「国」という。）及び一般社団法人1.7GHz移行推進協会（以下「本協会」という。）は、両者間の合意書の変更について、以下のとおり合意する。

（目的）

第1条 本覚書は、2018年12月31日に国及び1.7GHz帯周波数移行促進共同企業体（以下「本共同企業体」という。）が締結し、本協会が本共同企業体の地位を承継した「終了促進措置の実施に関する合意書」（以下「原契約」という。）の変更内容を定めるものとする。

（変更内容）

第2条 原契約第37条に基づき、原契約別紙1から別紙5までを、それぞれ、本覚書別紙1から別紙5までのとおり変更する。

（権利義務の譲渡等）

第3条 本協会が解散する場合において、原契約に基づく権利・義務が残存する場合は、当該権利・義務は、沖縄セルラー電話株式会社、KDDI株式会社及び楽天モバイル株式会社（以下あわせて「認定開設者」という。）に承継されるものとする。

2 前項に基づく承継が行われる場合、本協会は、解散の前に認定開設者の中から代表者を決定することとし、本協会解散後の国と認定開設者との間の原契約に基づく行為は、当該代表者を通じて行うものとする。

以上、本覚書成立の証として、本書2通を作成し、国及び本協会記名押印の上、国及び本協会が各自1通ずつ保有する。

2021年4月15日

（国）

東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省整備計画局長 土本 英樹



（本協会）

東京都新宿区市谷本村町1-1 住友不動産市ヶ谷ビル7階
一般社団法人1.7GHz
代表理事 赤木 篤



別紙1 本共同企業体が負担する費用の範囲

1 無線設備及び付帯設備

- (1) 空中線装置
- (2) 導波管
- (3) 送受信装置
- (4) 電力増幅装置
- (5) 記録装置
- (6) 光接続装置
- (7) プリセレクタ
- (8) 送受信ろ波器
- (9) 乾燥空気圧入装置
- (10) 光ケーブル等
- (11) 計測器、整備教育用器材及び初度部品
- (12) 機器据付、空中線組立工事
- (13) 器材設計、回線設計及び置局調査
- (14) その他上記各号に付随又は関連する一切の費用

2 非常用可搬型無線装置

- (1) 空中線部
- (2) ペDESTAL部
- (3) 導波管
- (4) 送受信部
- (5) 電力増幅部
- (6) 信号処理部
- (7) プリセレクタ部
- (8) 送受信ろ波器
- (9) 乾燥空気圧入装置
- (10) 分電盤
- (11) シェルタ及び空気調整器
- (12) ケーブル等付属品
- (13) 計測器及び初度部品
- (14) 搭載用車両及び発動発電機
- (15) 器材設計
- (16) その他上記各号に付随又は関連する一切の費用

3 施設整備

- (1) 局舎建設^{※1, 2}
- (2) 空中線鉄塔建設^{※1, 2}
- (3) 調査及び設計
- (4) 付帯工事
- (5) 空調及び電源（発動発電機及び無停電電源装置）整備^{※2}
- (6) 工事に伴い発生する器材等移設
- (7) その他上記各号に付随又は関連する一切の費用

(※1) 平成10年以前に建設された無線設備の局舎及び空中線鉄塔については原則建替えを基本とし、それ以外のものについては原則既存施設の改修を基本として、検討するものとする。ただし、これによりがたい場合は、国と一般社団法人1.7GHz移行推進協会（以下「本協会」という。）が別途協議し、決定するものとする。

(※2) 施設整備の検討にあたっては、関係法令のほか、防衛省内部訓令等で定められた基準を基に国から提示される条件を満たすこととする。

4 撤去

- (1) 局舎及び空中線鉄塔撤去
- (2) 旧無線設備廃棄
- (3) 関連機器廃棄
- (4) 局舎等撤去に伴い発生する器材等移設
- (5) その他上記各号に付随又は関連する一切の費用

5 事業継続補償

- (1) バックアップ設備等
- (2) 接続用インターフェース器材
- (3) その他上記各号に付随又は関連する一切の費用

6 第1項から第5項の詳細については、終了促進措置の実施に係る費用の総額も考慮しつつ、国と本協会とで協議の上決定するものとする。

以 上

別紙2 対象設備一覧表

基地等名	対象無線設備	対象施設	備考
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。

基地等名	対象無線設備	対象施設	備考
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。		

基地等名	対象無線設備	対象施設	備考
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。

以 上

基地等名及び 納入場所	対象無線設備	移行先設備 周波数帯	対象施設	備考
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
			—	—

以上

別紙4 各区分（移行先設備・バックアップ）及びバックアップ設備等一覧表

1 第14条1項の規定に基づき各区分の停波日の10日前までに提供しなければならないバックアップ設備等は、次の表に掲げるとおりとする。

停波区分	移行先設備 設置区分	バックアップ設備等 (回線種別)	バックアップ区分 / 基地名

停波区間	移行先設備 設置区間	バックアップ設備等 (回線種別)	バックアップ区間 / 基地名
[Redacted Content]			

停波区間	移行先設備 設置区間	バックアップ設備等 (回線種別)	バックアップ区間 / 基地名

(注1)「バックアップ設備等(回線種別)」の欄が [] とされている停波区間については、令和2年度までに停波を実施するに当たり、暫定的に [] によるバックアップ設備等を提供する必要があるものであり、令和3年度以降、下記第4項の引渡し前までの期間のうちできる限り早期に、順次 [] へ変更することとする。

(注2)「バックアップ設備等(回線種別)」の欄が [] とされている停波区間(「 [] 」を除く。)については、その停波の実施にあたり、「バックアップ区間/基地名」の欄に記載されている基地等に加えて、 [] に対しても [] により構築されるバックアップ設備等を提供することとする。ただし、すでに他の停波区間の停波実施のためにバックアップ設備等(回線種別が [] のものに限る。)の提供が行われている基地等については、この限りでない。

2 前項のバックアップ設備等に加えて、上記のバックアップ設備等が障害等により使用できなくなった際に、非常用可搬型無線装置等による応急対応が円滑に行えるよう、全ての区間の停波措置の実施完了までを目途に、次に掲げる基地に対してもバックアップ設備等([])を提供することとする。

[]

3 [] に提供する [] のインターフェースは [] (回線帯域は、 [] とする。)、その他の基地等に提供する [] のインターフェースは [] (回線帯域は、 [] とする。)とする。

4 バックアップ設備等は、次の各号に掲げる基地等ごとに、当該各号に定める日を目途に国へ引き渡す(回線の契約名義及び費用請求先を一般社団法人1.7GHz移行推進協会(以下「本協会」という。)から国へ変更し、当該回線の利用に必要なものとして本協会が取得した通信設備を国に譲渡することをいう。)こととする。

① [redacted]
[redacted]
[redacted] 令和 13 年 1 月 1 日

② 前号に掲げる基地及び分屯基地以外の基地等 その基地において第 14 条第 1 項の規定に基づくすべての移行先設備の引き渡し完了し、その運用を開始した日

5 バックアップ設備等については、次の①から⑦までに掲げる条件を満たすこととする。
ただし、これらの条件を満たすことが困難な特段の事情が生じた場合は、国と本協会にて協議して、必要に応じて新たな条件を定めるものとする。

① 次に掲げる基地等ごとに [redacted] を [redacted] 構築する。
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

② 次に掲げる基地等へは、 [redacted] を [redacted] 構築する。
[redacted]

③ 同 [redacted] は、 [redacted] とする。

④ 同 [redacted] は、 [redacted] とする。

⑤ 同 [redacted] の [redacted] とする。

⑥ 次に掲げる分屯基地については、同分屯基地ごとに [redacted] を [redacted] 構築して、且つ [redacted] を [redacted] 構築する。 [redacted] の回線帯域は、各分屯基地ごとに最大で [redacted] とし、合計は最大で [redacted] とする。

[redacted]
[redacted]
[redacted]

⑦ ①、②及び⑥の [redacted] は、 [redacted] とする。

以 上

別紙5 停波期限及び停波予定日一覧表

区間	停波期限	停波予定日
	令和6年度末 (令和7年3月末日)	

区間	停波期限	停波予定日
	令和6年度末 (令和7年3月末日)	

※停波措置を実施する日については、国と一般社団法人 1.7GHz 移行推進協会とで協議の上決定する。

以 上

